

避難行動判定フロー

あなたがとるべき避難行動は？

※ハザードマップは浸水や土砂災害が発生するおそれの高い区域を着色した地図です。着色されていないところでも災害が起こる可能性があります。

ハザードマップで自分の家がどこにあるか確認し、印をつけてみましょう。

家がある場所に色が塗られていますか？

はい いいえ

避難の必要は、ありません。ただし、色が塗られていなくても、周りと比べて低い土地やがけ、川のそばなどにお住まいの方は、市からの避難情報を参考に必要に応じて避難してください。

災害の危険があるので、自宅の外に避難が必要です。

- ・浸水の危険があっても、次の場合は自宅に留まり安全確保をすることも可能です。
- ①洪水により家屋が倒壊または崩落してしまうおそれのある区域の外側である。
- ②浸水する深さよりも高い場所にある。
- ・土砂災害の危険があっても、マンションなどの上層階に住んでいる場合は自宅に留まり安全確保をすることも可能です。

ご自身または一緒に避難する方は避難に時間がかかりますか？

はい いいえ

避難準備・高齢者等避難開始(警戒レベル3)が出たら…

安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚や知人はいますか？

はい いいえ

安全な親戚や知人宅に避難しましょう(日頃から相談しておきましょう)。

開設している指定緊急避難場所等に避難しましょう。

避難勧告、避難指示(緊急)(警戒レベル4)が出たら

安全な場所に住んでいて身を寄せられる親戚や知人はいますか？

はい いいえ

安全な親戚や知人宅に避難しましょう(日頃から相談しておきましょう)。

開設している指定緊急避難場所等に避難しましょう。

※安全な避難ができるうちに、移動することも考えておきましょう。

登録はお済みですか
あきる野市メール配信サービス

市では、新型コロナウイルス感染症に関する情報、防災・防犯情報など、随時、メール配信を行っています。配信を希望される方は、事前登録が必要です。※登録された全ての方に「広報あきる野」の情報を配信しています。

※ガラケーの一部機種で登録できないことがありますので、お問い合わせください。

登録の流れ

①「takiruno@sg.n.jp」に空メールを送信するか、次のコードを読み取り、空メールを送信してください。

※「sg.n.jp」ドメイン、または「akiruno@sg.n.jp」の

- ②空メール送信後「仮登録メール」が届きます。記載されている「登録用URL」にアクセスします。
- ③利用規約をご確認の上「メール配信に同意する」を選択します。
- ④内容に従って配信を希望する項目を選択し、登録します。
- ⑤「本登録完了のお知らせ」メールが届きましたら、登録完了です。
- ▽問合せ 市長公室

登録用コード



特別定額給付金は8月31日まで申請してください

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」の一つとして、家計を支援するため、4月27日現在で住民記録のある方1人につき10万円を給付する「特別定額給付金」について、あきる野市の申請期限は8月31日(消印有効)までです。

申請がまだお済みでない方は、早めの手続きをお願いします。

※申請書が届かない方や申請した方が給付金が届いていない方、申請方法に関するお問い合わせは、特別定額給付金コールセンターへお願いします。

▽これから申請をされる方へ

申請には、本人確認書類と口座確認書類の添付が必要です。

- ・本人確認書類：マイナンバーカード、免許証、パスポート、健康保険証など、氏名と住所が確認できるものの「コピー」
- ・口座確認書類：通帳、キャッシュカードなど、銀行・支店の名称、口座番号、口座名義人が確認できるものの「コピー」

▽問合せ 特別定額給付金コールセンター ☎533・2555 午前8時30分～午後5時15分まで(土曜・日曜日、祝日を除く)

ひとり親世帯臨時特別給付金を支給します



新型コロナウイルス感染症の影響を受けているひとり親世帯を支援するため、ひとり親世帯臨時特別給付金を支給します。

▽基本給付

- ・支給対象
 - ①令和2年6月分の児童扶養手当を受給された方
 - ②公的年金などを受給していることで、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止された方
- ※公的年金などを受給している方で児童扶養手当の申請をしていれば、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額または一部停止されたと推測された方

▽追加給付

- ・支給対象：基本給付支給対象者の①または②に該当する方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少している方
- 支給額：1世帯5万円(1回限り)

▽申請方法

①の方：基本給付の申請は不要です。対象となる方には、案内を送付します。

れる方も対象となります。ただし、児童扶養手当に係る支給制限限度額を上回る方は対象外です。

③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった方

・支給額：1世帯5万円(第2子以降1人につき3万円(1回限り))

▽追加給付

・支給対象：基本給付支給対象者の①または②に該当する方

のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少している方

支給額：1世帯5万円(1回限り)

▽追加分

・支給対象：基本給付の申請書に記載された口座に振り込みます。

②・③の方：基本給付の申請書に記載された口座に振り込みます。

▽支給時期

①の方(基本給付のみ)：8月下旬ごろ

②・③・追加給付の方：9月以降順次

▽受付・問合せ

子ども政策係、五日市出張所 市民総合窓口係(受付のみ)

ひとり親家庭へ食料品などを提供するためのカタログを送付します



新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、経済的な影響を受けやすいひとり親家庭の生活の安定を図るため食料品などの生活必需品を提供するためのカタログを送付します。

▽対象

①令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている方(全部支給停止者を除く)

②令和2年6月1日から7月31日までの間に新たに児童扶養

手当を受給することとなった方

▽提供方法など 対象の方には、カタログ、申込用はがきなどを送付しますので、確認の上申し込んでください。希望の食料品などは、東京都と委託契約を締結した事業者から配送されます。

▽送付時期

①の方：7月21日に発送しました。

②の方：8月中旬ごろ

▽申込み方法 10月31日までに申し込んでください。

▽問合せ 子ども政策課 係

あきる野市男女共同参画推進市民会議の市民委員を募集します

「あきる野市男女共同参画推進市民会議」は、男女共同参画社会の実現をめざし、あきる野市男女共同参画計画を市民との協働で円滑に推進することを目的として設置されています。あきる野市において、地域の活動の場や社会通念・しきたりの様々な場面で、さらに女性に活躍していただくためには、今後継続して市民の皆さんと男女共同参画意識を醸成していく必要があります。このため、皆さんの視点から、男女共同参画の課題の抽出や改善に向けての取組などについて協議していただく市民委員を募集します。

▽対象 市内在住・在勤の20歳以上の方(10月1日現在)

※公募委員として他の委員会などの委員になっている方を除く。

▽募集人数 3人(作文などによる選考)

▽任期 10月1日～令和4年9月30日

▽委員報酬 1回7500円(年2回程度)

▽応募方法 8月20日(木)までに専用の応募用紙に住所、氏名、応募の動機などを記入の上、「男女共同参画について、日ごろ考えていること」について800字(400字詰め原稿用紙2枚相当)以内にまとめて、郵送するかメールで提出してください。作文の内容は公表しません。

▽応募・問合せ 企画政策課 ☎197-0814 二宮350、直通558・1261、FAX558・1113、☎0101@akiruno-infotok.yo.jp